

開催年月日 令和3年5月13日(木)
 質問者 日本共産党 真下 紀子 議員
 答弁者 知 事 鈴木 直道

質問内容	答弁内容
<p>二 補正予算編成のあり方等について (二) 検査体制について 1 大規模検査への拡大について 提案された補正予算案では、緊急事態ともいえる中、今述べたように休業・時短要請に対する支援金と感染対策調査員に係る予算のみとなっています。 市中の無症状感染者を発見するために実施した国のモニタリング検査は、905件とほとんど意味をなさないほど少ない件数となっています。 また、道は、陽性患者が発生していない高齢者施設に対して4155件検査していると聞いていますが、クラスター発生を止めるにいたらず、大きく遅れていると言わざるを得ません。 今や、感染拡大を封じ込めるには、大規模検査と無症状者の早期発見の必要性が政府分科会からも提言されています。知事はモニタリング検査拡充の必要性をどう認識しているのか。大規模検査の拡大について予算計上を行わなかったのはなぜなのか。なぜ道は独自対策として大規模に背を向け続けるのでしょうか。広島県のように大規模なモニタリング検査を実施し、無症状者の早期発見にこれまで以上に取り組むべきではありませんか。併せて伺います。</p> <p>再-1 大規模検査への拡大について 医療関係者からは、医療機関や介護の現場での感染が多い、20代の看護師が感染し、重症となってICUに入ったとお聞きし、胸が痛みます。 ワクチンの接種が終了していない中、最低でも1週間に1回の検査ができないかという訴えは知事には届かないのでしょうか。 知事は、看護は科学的思考の必要な専門職であると同時に、自己犠牲となつてはならない職だということをご存じでしょうか。 知事は、未だワクチンを接種できずに自らが感染するかも知れない。患者さんに感染させるかも知れないという不安を抱きながら、コロナ患者さんの治療看護当たっている医療従事者の気持ちを考えたことがありますか。亡くなる方々の無念と見送る医療従事者の最後を看取ることのできない家族の気持ちを考えたことがありますか。 いつまで続くか分からない、どこまで広がるか分からない、コロナの感染拡大に立ち向かうモチベーションを保つためにも、疲労回復処置とワクチン接種完了を急ぐことは必須であることは言うまでもありませんが、医療現場を守るためにも感染抑止に有効な、大規模検査は欠かせません。 先ほど、知事の答弁で、試行的に検査キットを配っていると言いましたが、700セットにとどまっているわけです。まったく足りません。 知事は、これまでにない規模に検査対象を拡大していくと決意すべきです。いかがですか。</p>	<p>【知事】(医療・検査体制班) モニタリング検査についてであります。国では、感染拡大の早期探知のため、全国14都道府県において、事業所や繁華街等の比較的感染リスクの高い場所で、無症状者の方に焦点を当てた検査を行っております。 道内においても、本年4月から協力を得られた事業所の従業員の方々等を対象とした検査のほか、繁華街等のスポットでの検査キットの配布が実施をされておりまして、今後、国においてモニタリング検査のあり方などについても検討していくものと認識しております。 道としては、引き続き、国が実施するモニタリング検査の実施事業所や場所の選定などに、積極的に協力していくとともに、現在、道独自に検査手法や効果などについて検証する観点から、旅行者の方々等に対する検査キットの配布を試行的に行っておりまして、今後、より効果的な検査のあり方について検討を進めながら、検査体制の充実に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>【知事】(医療・検査体制班) モニタリング検査についてであります。引き続き、国が実施するモニタリング検査の実施事業所や場所の選定などに、積極的に協力をし、検査数を増やしていきますとともに、現在、道独自に検査手法や効果などについて検証する観点から、旅行者の方々等に対する検査キットの配布を試行的に行っておりまして、今後、より効果的な検査のあり方について検討を進めながら、検査体制の充実に取り組んでまいりたいと考えております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>2 定期的検査について</p> <p>私ども、共産党道議団は、5月7日に第8次新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望を行い、医療機関、社会福祉施設、学校等への定期的検査を求めました。</p> <p>先日道議会に要請に訪れた医療期間の方々は、「医療従事者へのワクチン接種も6割ほどにとどまっております。感染と隣り合わせ。だからこそ、最低でも週に1回、3日に1回の検査をして欲しい」と現場の切実な実態を訴えていました。こうした現場の声を知事はどう受け止めておられるのでしょうか。変異株の感染拡大は学校や子どもたちにも広がっていて、感染拡大を防止する観点からも、幅広く定期検査に踏み出すべきではありませんか。併せて伺います。</p> <p>(三) 医療提供体制について</p> <p>1 病床ひっ迫時の対応について</p> <p>各圏域の入院医療体制について、道は最高レベルであるフェーズ3に引き上げましたが、連日400人から500人を超える陽性者が確認されており、拡充した1809床が満床となった場合を想定して対応をする必要があります。どう取り組むお考えなのか伺います。</p> <p>2 自宅療養者、宿泊療養者に対する対応について</p> <p>医療提供体制が限界に近づく中、自宅療養者や宿泊療養者に対する治療やケアが疎かになることがあってはなりません。その全ての療養者が確実に毎日の健康観察を実施できる体制を確保することが求められますが、どう取り組むお考えなのか。</p> <p>同様に、自宅療養者、宿泊療養者に対する治療、投薬、酸素投与など24時間往診体制を確立すべきではないでしょうか、併せて伺います。</p>	<p>【知事】(医療・検査体制班)</p> <p>高齢者施設等の検査についてであります。道では、これまで集団感染が多く発生している高齢者施設等において、複数の集団感染が発生するなど、感染拡大が見られる地域などにおいては、行政検査の対象を拡大し、感染者が発生していない高齢者施設等の従事者の方々等を対象とした幅広い検査を実施しているところであります。</p> <p>道としては、この感染症の早期探知や感染拡大防止対策を的確に進めるためには、効果的な検査の実施が重要であると考えておまして、今後とも、感染が疑われる方や濃厚接触者の方など、検査の必要な方々が、より迅速でスムーズに検査を受けられるよう、更なる検査体制の充実・強化に取り組んでまいります。</p> <p>【知事】(医療・検査体制班)</p> <p>病床確保についてであります。道ではこれまで、「病床確保計画」を策定し、新型コロナウイルス感染症に対応する病床の確保に努めてまいりましたが、最近の道内の感染状況は、5月12日に新規感染者が過去最多となる529人が確認されるなど、道内各地での感染拡大が進んでおり、医療提供体制も非常に厳しい状況にあることから、5月10日には、全道域で入院医療体制のフェーズを3へ移行し、現時点で、この感染症の医療に対応でき得る最大限の病床数の確保を進めているところであります。</p> <p>道としては、今後とも、さらなる病床の確保に向け、現在、見直しを行っております「病床・宿泊療養施設確保計画」の策定の中で、各医療機関の皆様と協議を進めるなどし、地域全体で必要な一般医療の提供体制を維持した上で、最大限、この感染症の医療に対応できる病床を確保できるよう、取り組んでまいり考えであります。</p> <p>【知事】(地域支援班)</p> <p>健康観察の実施体制等についてであります。道では、軽症者や無症状者の方々が宿泊又は自宅で療養する場合には、健康観察などのフォローアップが重要であると認識をしておまして、これまで、宿泊療養施設の常駐看護師や保健所の保健師が、電話等により療養者の方々の健康観察や相談に応じるほか、宿泊療養では24時間対応可能なオンコール医師を配置するなどし、療養者の方々の体調や症状が悪化した場合などに備えた体制を整備しているところであります。</p> <p>また、昨今の新規陽性者の急増により、医療提供体制がひっ迫する状況の中にあっては、宿泊療養や自宅療養を行う方々が急増することも想定されるため、道では、パルスオキシメーターの更なる整備などにより、自宅療養者の方々の健康観察体制を強化するほか、医師会など関係団体の皆様とも連携・協働しながら、症状が悪化した場合に必要に応じた適切な治療等につなげるためのサポート体制の構築を進めるなどし、患者の方々が安心して療養できるよ</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>3 発熱外来運営経費等医療機関への支援について 感染者を早期に把握するため、発熱外来が大きな役割を發揮しています。ところが運営経費に対する助成はありません。また、医療機関の減収に伴い福祉医療機構からの借入金に対する利子の返済が発生していますが、返済も少なからず負担と聞いております。感染抑止に至らない現状で、医療機関の経営の下支えとして、発熱外来運営経費助成、利子補給などの支援が必要と考えますが、知事の見解を伺います。</p> <p>三 感染防止対策実態調査等事業について (一) 感染防止対策実態調査等事業の有効性について 感染防止対策実態調査等事業に8,779万円を計上し、11日、緊急随意契約を結んでいます。 変異株による感染力はこれまでとは変化しており、飲食店中心の対策では拡大を抑止できないことは繰り返し申し上げてきましたが、認識を伺うとともに、この事業が、今有効だとする根拠をお示し願います。</p> <p>(二) 調査員の権限と検査等の感染対策について 飲食店の調査情報は、行政措置である過料の根拠の入り口になります。道職員ではなく、委託されて見回る調査員はアルバイトですが、どのような行政権限があるのか。また、調査員は検査を受検した上で見回るのでしょうか。</p>	<p>う、環境整備に万全を期してまいります。</p> <p>【知事】(医療・検査体制班) 発熱患者の方等の診療・検査医療機関についてありますが、道では、昨年の秋以降、地域の医師会などと協議を進めながら、発熱患者に対応できる診療・検査医療機関を整備してきておりまして、現在、約850カ所を指定しているところであります。 道としては、今後も、道民の皆様が、全道、どの地域においても、安心して、かかりつけ医療機関などで、受診や検査が受けられるよう、医師会や市町村の皆様と連携しつつ、医療機関に対して、診療・検査医療機関の確保のための補助や、感染防護のための設備整備などといった、国や道の支援策についてご説明するとともに、福祉医療機構による優遇融資について紹介するなどしながら、指定に向けた働きかけを行うとともに、国にも財政的な支援を要請するなどして、発熱患者の方への診療・検査体制の更なる整備に努めてまいります。</p> <p>【知事】(調整班) 次に、実態調査事業についてであります。道では、特措法に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域とされた本道において、札幌市全域を重点措置を講じるべき区域とし、基本的対処方針に基づき、外出自粛の要請はもとより、イベント等の開催制限や事業者の皆さまに対する「出勤者数の7割削減」の要請などのほか、感染リスクが高いとされている飲食の場を避ける観点から、全ての飲食店等に対する、営業時間の短縮等の要請を行ったところでございます。 こうした飲食店等に対する要請に当たっては、基本的対処方針等において、営業時間の短縮等を徹底するための対策や体制の強化を行い、実地に働きかけを行うとともに、飲食店等における感染防止対策の遵守や徹底を図る観点から、その措置の実効性を高めるため、見回り調査を行うこととされておりますことから、約1万2,000店舗とされる札幌市全域の飲食店等の調査を早急かつ円滑に進めるため、その業務の一部を委託により実施することとしたところであります。</p> <p>【知事】(調整班) 調査員についてであります。見回りについては、飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請に当たり、基本的対処方針等に基づき、感染防止対策の遵守や徹底を図る観点から、実地に働きかけを行うものでありまして、これらの事実確認業務の一部を委託により実施することとし、特措法に基づく行政指導の際には、改めて道職員による電話や実地による「違反の有無」や、「正当な理由の有無」等の確認を行うこととしています。 なお、委託調査員については、その従事に際して、PCR検査を行うことまでは求めておりませんが、委託契約においては、調査前に、体温や健康状態の確</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(三) 契約のあり方について 契約のあり方について、受託予定といわれた派遣事業者は、5月11日の道との契約締結前の4月30日に、受託を前提にして、5月12日から月末までの短期調査員を募集している。道のマニュアルが策定される前から、お仕事説明会まで開催している。新規事業として議会議決を行わず、民間事業者が求人・説明会を行っている現状をどう説明するのでしょうか。緊急随契だといえば、契約していないのに民間事業者がやりたい放題となり、行政ルールを無視した、議会軽視になるのではないのでしょうか。</p> <p>再一 (三) 契約のあり方について まん延防止地域を見回るのでありますから、アルバイトの方たちに検査は不可欠だと、最初に申し上げておきます。 随意契約は、相手方選定の不透明さ、申請、相手方の固定化による競争性が働かないことによる高価格の契約の問題点もあります。だからこそ透明性、公平さを示すことが道自身に強く求められています。にもかかわらず、議会議決前に単独随意契約を行った道は、契約受託事業者が契約前に行政機関の仕事と謳い、4月30日から幅広く求人を募集し、5月6日からお仕事説明会を行い、5月10日から既に採用者に研修を実施していた実態を、今ほどの答弁のように事業者の判断だといって認めるのですか。 調査員による見回りは、まん延防止措置等の法的根拠が必要であり、知事による過料の対象となるか判断する調査の一環であり、極めて責任の重いものです。 道が主張する緊急性を理由に単独随意契約を行うというのであれば、契約受託事業者に道が指示する実務を適切に行い得ることが必要であり、透明性を確保するため、道として監督を徹底するべきではありませんか。 今後このようなことを繰り返さないために、知事としてどう取り組むのか決意を伺います。</p>	<p>認を行うこととし、体調不良者の方には、調査業務を行わせないこととしているほか、調査中は、マスクの適切な着用や手指消毒など、感染防止対策を徹底することとし、調査中に体調等の異変を感じたときは、直ちに、業務処理責任者に申し出て指示を仰ぐこととしております。</p> <p>【知 事】(調整班) 委託事業者についてであります。委託事業者の選定に当たっては、過去に同様の事業の実績があるなどのノウハウや、感染管理に関する知識を有していることに加え、短期間で当該調査に必要な人材を確保できることを条件としているところであります。 なお、ただ今、ご質問のあった件については、民間事業者が、各々の判断で、行ったものではないかと考えております。</p> <p>【知 事】(調整班) 実態調査事業の契約についてであります。今般の委託に当たっては、特措法に基づくまん延防止等重点措置の実施区域の適用に伴い、道が要請した措置の実効性を確保する観点に立ち、早急に見回り調査を行うために、契約を行う必要があったことから、緊急に随意契約を行い、本事業を実施することとしたものであります。 また、契約事務などについては、道の責任において行うものであることから、今後も、地方自治法等の関係法令に基づき、適切な対応に努めてまいります。</p>